

議案第 8 2 号

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年三次市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（広島県が法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は広島県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士）」を加える。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。